

住居確保給付金のご案内

R5.4版
美作市

離職や休業などにより住居を失っている方又は失うおそれがある方へ

住居確保給付金とは

離職・廃業や、やむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失している又はそのおそれがある方に対して、家賃相当分の給付金を支給するとともに、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

支給対象者

申請時に、以下の①～⑧の要件すべてに該当する方

- ① 離職・廃業又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失している方又はそのおそれがある事
- ② a) b) のいずれかである事
 - a) 離職・廃業の日から2年以内である（ただし、当該期間内に疾病、負傷、出産、育児等により求職活動ができなかった事情があれば、その日数を2年に加算した日（加算された期間が4年を超える場合は4年）である）
 - b) 就業している個人の給与その他の業務上収入を得る機会が個人の責めに帰すべき理由・都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職・廃業の場合と同程度の状況にある
- ③ 離職等の日（離職・廃業の場合）又は、申請日の属する月（やむを得ない休業等の場合）において、その属する世帯の生計を主として維持していた事
- ④ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の収入月額合計額が次の表の金額以下である

世帯人数	収入基準額
1人	78,000円 + 家賃額（上限31,000円）
2人	115,000円 + 家賃額（上限37,000円）
3人	140,000円 + 家賃額（上限40,000円）
4人	175,000円 + 家賃額（上限40,000円）
5人	209,000円 + 家賃額（上限40,000円）

※給与等は総支給額です。

※収入に変動がある場合は、直近3ヶ月間の収入の平均額で算定します。

※家賃額には管理費、共済費、駐車場代、光熱水費は除きます。

- ⑤ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の金融資産の合計額が次の表の金額以下である

世帯人数	資産要件額
1人	468,000円
2人	690,000円
3人	840,000円
4人以上	1,000,000円

※金融資産は、預貯金・現金・債券・株式・投資信託・暗号資産等をいいます。

※生命保険・個人年金保険は含みません。

※負債がある場合、金融資産と相殺しません。

- ⑥ 誠実かつ熱心に求職活動を行う事（裏面【受給中の求職活動】参照）
- ⑦ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する方が生活保護及び住居確保給付金に類似する給付金を受けていない事
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する方が暴力団員でない事

支給額

① 世帯の月収合計額が基準額以下であれば、以下の表のとおり

世帯人数	基準額	支給額
1人	78,000円	家賃額 (上限 31,000円)
2人	115,000円	家賃額 (上限 37,000円)
3人	140,000円	家賃額 (上限 40,000円)
4人	175,000円	家賃額 (上限 40,000円)
5人	209,000円	家賃額 (上限 40,000円)

② 世帯の月収合計額が上記の基準額を超える場合、次の計算式により算定した額
支給額 = 基準額 + 実際の家賃額 - 世帯収入額

※計算した額が支給額の上限を超える場合は上限額を支給
※100円未満の端数切り上げ

支給方法

市から直接賃貸住宅の貸主等へ振り込みます。

支給期間

原則3か月 ※一定の要件を満たす場合は、最長9か月までの延長あり
※支給要件を満たさない場合は支給期間中であっても中止となる場合があります。

受給中の求職活動

①～④すべての活動を行う事
公共職業安定所等での求職活動を行う方

- ① 月4回以上、美作市自立相談支援機関の支援員と面談を行う
- ② 月2回以上、公共職業安定所等で職業相談を行う
- ③ 原則週1回以上、求人先へ応募又は求人先の面接を受ける
- ④ 自立相談支援機関の提示するプランに沿った活動を行う

経営相談先での経営相談等による自立に向けた活動を行う方

- ① 月4回以上、美作市自立相談支援機関の支援員と面談を行う
- ② 月1回以上、経営相談先で経営相談を受ける
- ③ 月1回以上、経営相談先助言等のもと、自立に向けた活動計画書を作成し、計画に基づく取り組みを行う
- ④ 自立相談支援機関の提示するプランに沿った活動を行う

申請を希望する際は、事前にご相談ください。

美作市保健福祉部福祉政策課 TEL 0868-75-3913 (直通)
受付時間：月曜日～金曜日(祝日を除く) 8:30～17:15